第十八条の十二第三項を同条第四項とし、同条第二項第二号を次のように改める。

二　国内に住所を有しない個人　次に掲げる当該個人の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　個人番号を有しない個人　当該個人の次に掲げるいずれかの書類

(1)　住所等確認書類（次項第一号に掲げるものを除く。）

(2)　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

ロ　個人番号を有する個人　イ(1)又は(2)に掲げるいずれかの書類及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条に規定する還付された通知カード又は同令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード

第十八条の十二第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設を有する」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十七条の十一の三第四項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

二　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた前号の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第四条第一号の規定により総務大臣が定めるもの

三　第一号の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

第十八条の十二の二第一項第一号中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第十八条の十三第三項第二号中「限る。）の」の下に「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。）又は」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十五条の十の五第二項第三号に規定する財務省令で定める書類は、所得税法第百五十三条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求に基づく更正に係る更正の請求書の写し及び国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又はその写しとする。

第十八条の十三の四第一項第三号中「同条第十五項」を「同項第二十六号イに規定する書類、同条第十五項」に改め、同条第三項中「書類並びに」を「書類、」に、「書類と」を「書類並びに第十八条の十三第三項に規定する更正の請求書の写し及び更正通知書又はその写しと」に改める。

第十八条の十三の五第二項第十一号イ中「剰余金の分配」の下に「、金銭の分配」を加え、同条第十項中「第二十五条の十の十第三項」の下に「（施行令第二十五条の十三の八第二十六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項の」を「施行令第二十五条の十の十第三項の」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十の十第七項」の下に「（施行令第二十五条の十三の八第二十六項において準用する場合を含む。以下この号、第十八条の十五第九項第五号及び第十八条の十八の二第二項第二号において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第十五項」に改める。

第十八条の十五の二第三項第二号中「第二十五条の十の十第七項」の下に「（施行令第二十五条の十三の八第二十六項において準用する場合を含む。以下この号、第十八条の十五第九項第五号及び第十八条の十八の二第二項第二号において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第十五項」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同条第三項中「第二十五条の十三第九項に」を「第二十五条の十三第九項第一号に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第九項」を「第二十五条の十三第九項第一号」に改め、同項第三号中「この条」の下に「（次項第三号を除く。）」を加え、同条第十四項を削り、同条第十三項中「第三十七条の十四第九項第一号」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「同項第一号」を「同項」に、「第十六項第三号」を「第二十五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「名称」の下に「又は当該提示の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十八条の十二第二項及び第三項」を「第十八条の十二第三項及び第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設を有する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　施行令第二十五条の十三第九項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三第九項第二号の書類（以下この項及び第十八条の十五の八において「未成年者口座非課税口座開設届出書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　当該未成年者口座非課税口座開設届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座に設けられた同項第三号に規定する非課税管理勘定に係る同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（次号において「未成年者口座内上場株式等」という。）を同条第五項第二号の口座に係る同号に規定する非課税管理勘定に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該移管しようとする未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額並びに当該未成年者口座内上場株式等の受入れをする非課税管理勘定が設けられた日の属する年

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十一項第六号中「第六項第三号イ」を「第七項第三号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項第五号イ中「第五項第三号イ」を「第六項第三号イ」に改め、同号ロ中「第五項第三号ロ」を「第六項第三号ロ」に改め、同号ハ中「第六項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十五条の十三第二十一項に」を「第二十五条の十三第二十二項に」に改

書」を「特定口座年間取引報告書又は第十八条の十五の十一第一項に規定する未成年者口座年間取引報告書（以下この号、第十八条の十五第九項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において「特定口座年間取引報告書等」という。）の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書等」に改め、「及び第七項」の下に「（これらの規定を第十八条の十五の十一第五項において準用する場合を含む。以下この号、第十八条の十五第九項第五号及び第十八条の十五の二第三項第二号において同じ。）」を加え、「同条第六項」を「第十八条の十三の五第六項」に、「同項に規定する特定口座年間取引報告書の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書」を「特定口座年間取引報告書等の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書等」に改める。

第十八条の十五第九項第一号ニ中「（平成十七年法律第二十四号）」を削り、同項第五号中「同項に規定する特定口座年間取引報告書」を「特定口座年間取引報告書等」に、「当該特定口座年間取引報告書」を「当該特定口座年間取引報告書等」に改める。

第十八条の十五の二第三項第二号中「同項に規定する特定口座年間取引報告書」を「特定口座年間取引報告書等」に、「当該特定口座年間取引報告書」を「当該特定口座年間取引報告書等」に改める。